

国有林の地域別の森林計画(案)に対する 意見の要旨及び当該意見の処理の結果

(網走西部森林計画区)

北海道森林管理局

本森林計画区における国有林の地域別の森林計画について、森林法第7条の2第4項において適用する同法第6条第1項に基づき公告・縦覧に付した案に対し、学識経験者及び関係行政機関から示された意見の要旨及び当該意見の処理の結果は、以下のとおりです。

なお、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第2項に基づく意見の申し立てはありませんでした。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定める通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修 文 す る も の：意見を踏まえ、計画(案)を修文したものです。
- 4 今 後 の 検 討 課 題 等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
Ⅱ第3 2(1) イ(イ)	カラマツ等では野鼠害等により、ある程度の不 成績造林地(更新未了)が生ずる恐れがあるため、 更新不良の判断とその対応についても記すべき。	3	ご指摘を踏まえ、以下の文をイ(イ)に追加します。 「諸種の原因により枯損が発生し、将来の成林に支障があ る場合は、その枯損原因を究明の上、速やかに補植を行 う。」
Ⅱ第3 5(4)イ・ Ⅱ第4 2(4)	「森林施業と同様の取扱いに努める」とあるが、 「同様の取扱いをする」とすべき。	3	ご指摘を踏まえ、「同様の取扱いとする」に修正します。
Ⅱ第3 6(1)	文中に労働者の安全衛生対策についても記載す べき。	3	ご指摘を踏まえ、Ⅱ第3の6(1)「～機械化の促進 等の指導を図る。これらを通じて、～」を「～機械化の促 進や労働安全衛生対策等の指導を図る。これらを通じて、 ～」に修正します。
Ⅱ第4 3(1)イ	「わな猟や銃器による捕獲等」を、「わな猟や 銃猟による捕獲等」に修正すべき。	3	ご指摘を踏まえ、「銃器」を「銃猟」に修正します。
Ⅱ第4 4(4)	「50m以内に営巣木がある場合」とあるが、 繁殖に影響を与えたり、カメラマン等に見つけら れる可能性が高いため、より長距離での設定とす べき。	2	ご指摘の部分は、「営巣木の箇所の特定に結びつかない ようにするために、入林の抑制等を行う」という意味では なく、「営巣木の箇所の特定に結びつかないように留意し て、入林の抑制等を行う」という意味でした。誤解を招き かねない表現であったことから、「・・・に結びつかない ように留意して、・・・」に修正します。 なお、Ⅱの第3の1(3)エ(ウ)に記載のとおり、営 巣木からの距離に応じて取扱いを変えています。
Ⅱ第6 2イ・ウ	森林環境教育の推進、開かれた国有林野事業の 展開に関して、成果を見る何らかの指標があった 方が良い。	4	「国有林の地域別の森林計画」において、数値的な目標 については、林野庁通知に従い、伐採、造林、林道等につ いて記載することとしています。森林環境教育等の取組状 況については、地域管理経営計画等に関する懇談会等の場 において、示していく考えです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
	<p>林業・林産業の担い手・労働力不足について、業界団体等との間で現状把握を適切に行ってほしい。</p>	1	<p>林政連絡会議等の場を通じて、引き続き現状把握に努めるとともに、道や関係市町村と連携していきます。</p>
	<p>労働者の安全衛生対策について、指導、民有林、業界団体及び関係機関との現状把握、意見交換を行ってほしい。</p>	1	<p>北海道内の林業における労働災害の撲滅に資するため、北海道労働局、北海道、北海道森林管理局の3機関で「林業労働災害防止連絡調整会議」を定期的で開催しており、民有林を含めて労働災害の発生状況や各機関の取組状況の情報を共有し、現状把握や意見交換を行っています。 また、連携した現場パトロールを実施し、事業体に対して直接安全指導を行い、労働災害の防止に努めています。</p>
	<p>ハンター誤射事故をうけて、鳥獣害の防止がおろそかにならないような、安全対策を構築してほしい。</p>	1	<p>そのようにしていく考えです。</p>